

～建築基準法改正の要点～まとめてみました。

- 確認申請時に木造平屋、2 階建てについて基礎伏図、各階伏図、小屋伏図の提出義務化。

ポイント 1

◎一般的な 2 階建て以下の木造住宅については、「**確認の特例が**」適用されるため、**その特例が見直されるまでの間**は、従来の設計図書で OK！

※ 「**確認の特例**」 → **【対象建築物】** 都市計画区域内または、準都市計画区域内における建築物で建築士が設計したもの。

※ **その特例が見直されるまでの間** → 平成 20 年 12 月までに見直される見込み

◎3 階建て、構造計算をする物件（J-FRAME）等は、各伏図の提出が義務。

- 容易に推測できる誤記や記載漏れなどを除き、図書の差換えや訂正がある場合には、再申請を求められます。

ポイント 2

◎従来より早い段階でプレカット工場に情報が入り、工務店からは伏図・または加工図を催促されるケースもあります。但し、プレカット工場からの伏図・加工図が自治体によっては確認の提出用と認められない場合も考えられます。注意が必要です。

※静岡市の場合。プレカットメーカーの伏図でも良いが、建築士の承認（署名捺印）が必要。要確認！

- 3 階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付け。

ポイント 3

◎各自治体（県・市等）で告示が出ており、2 階建戸建住宅でも中間検査が義務付けのエリアがあり、担当エリアは独自で調べる必要性あり。

※静岡市の場合、2 階戸建住宅の中間検査は義務付けている。ようですので要確認です。

☆ 一定の高さ以上等の建築物について、指定期間による構造計算の義務付け。

木造：高さ 13m 超又は軒の高さ 9 m 超。鉄筋コンクリート造：高さ 20m 超等。

【 新設 】

